

農業委員会からのお知らせ

農地の転用には許可が必要です！

(無断転用をなくし、大切な農地を守りましょう)

近年、耕作面積の増加や離農などにより農地を農地以外のもの（農業用施設含む）にする方が増加傾向にあります。

しかしながら、それらの中には農業委員会の許可無く無断で転用をしてしまったり、許可を待たずに工事に着手してしまうケースが多く見受けられます。

転用の際には農業委員会事務局またはお近くの農業委員にご相談ください。



農地転用には許可が必要です。

農地は農業上、大切なものであり、私たち国民・道民の食料生産に欠くことのできない貴重な財産です。一度、農地以外のものにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって、優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようにしているわけです。

特に耕地面積が狭いうえに人口が多い日本は、食料自給率が低いと、食料生産の基盤である農地を大切にしていける必要があります。

永久的に農地以外にするもののほかに、仮設物設置等、一時的に農地以外にする場合にも許可が必要になっています。

もしも、許可なく転用したら

無断転用には、厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりの転用をしない場合は、農地法違反となり、許可権者（農業委員長、知事又は大臣）が工事の中止、現状回復等を命じることになります。

さらに、これに違反した場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいは6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則の適用もあります。



お問い合わせ
農業委員会事務局
TEL32-2421

農地転用とは？ 対象農地は？

農地転用とは、農地を農地でなくすことを言います。農地に区画形質の変更を加えて住宅、格納庫等を建てたり、道路、山林などの用地に転用したりすることです。

すべての農地が転用許可の対象となります。登記簿地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用出来る状態）がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地として見なされます。

農地転用の手続きは？

農地転用は、農地法の許可が必要ですが、農地の区分によって手続きが違ってきます。

都市計画法により、許可と届出に分かれます。

また、許可にも2つのケースがあり、農地を所有する農業者自らが単独申請するもの（農地法第4条）と、事業者などが農地を買ったり、借りたりして転用するため、農地所有者と連名申請するもの（農地法第5条）があります。

申請の仕方や農地転用の相談については、農業委員会事務局が各地区の農業委員にご相談下さい。

農地転用の計画内容によっては、農地法のほか「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域内の農地である場合は、農用地区域からの除外または用途変更に係る調整が必要になります。

その他関係法令の調整をする場合もありますが、これらについても農業委員会事務局がご案内いたします。

★★ 認定農業者・農業生産法人・地域農業の担い手のみなさまへ ★★

「全国農業新聞」の購読をお勧めします！！

農業の目線にあった分かりやすい紙面、週刊紙とした特徴を活かしたタイムリーなテーマを踏まえた企画記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供するとともに『共感と行動を呼び起こす』提案型新聞として「読まれる記事・必要な記事」を皆様にお届け致します。

毎週金曜日発行で月4回、1ヶ月600円（税・送料込み）で、この値段で情報満載です！みんなが納得する値段！お申し込みをお待ちしております。お申し込みは農業委員会事務局で受付しております。